



下呂市小さな担い手支援金事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月26日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第178号

下呂市小さな担い手支援金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に住所を有し、かつ、市内に農地を有する農業以外の職業に従事しながら農業を営む世帯（以下「兼業農家」という。）を「小さな担い手」として位置づけ、その小さな担い手による活発な営農活動を支援するための下呂市小さな担い手支援金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 兼業農家2戸以上で共同で営農活動を行っていること。
- (2) 対象となる農用地の合計耕作面積が30アール以上であること。
- (3) 認定農業者又は認定新規就農者ではないこと。
- (4) 公序良俗に反していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、土地利用型作物の耕作に必要な農業用機器又は休耕田の維持管理を目的とした機器（以下「農業用機器等」という。）の購入に係る経費とする。ただし、次に掲げる農業用機器等の購入に係る経費は、補助対象経費としない。

- (1) スマート農業用機器等
- (2) 単品での価格が10万円未満の農業用機器等

(3) 耐用年数1年未満の中古の農業用機器等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体等に農作業を委託しているときは、補助の対象としない。

(1) 農業法人（農事組合法人、農地所有適格法人など）

(2) 特定農業団体（集落営農組織など）

(3) 認定農業者、認定新規就農者

（補助金の額等）

第4条 補助金額は、予算の範囲内において補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を限度とする。

ただし、当該補助金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（申請書の添付書類）

第5条 規則第3条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 禁止事項等誓約書（譲渡・転貸・担保供与・処分の禁止）（様式第1号）

(2) 代表申請者選任書及び農地一覧表（様式第2号）

(3) 見積書

(4) 残存証明（中古品に限る）（様式第3号）

(5) 製品情報書類（カタログ等）

（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第13条に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 納品書

(2) 支払証明書

(3) 写真（機器等に関しては正面、側面の2面以上とする）。

（管理地状況等報告書）

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業完了日から3年は、毎年3月31日までに管理地状況等報告書

（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

禁止事項等誓約書

下呂市長 様

私は、下呂市小さな担い手支援金事業補助金交付要綱第5条を利用して農業用機器を購入するにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

1. 本補助金により購入する農業用機器（以下「本機器」という。）について、下呂市小さな担い手支援金事業補助金の交付決定日から起算して7年間の期間（中古品の場合は5年間、以下「耐用年数期間」という。）は第三者への譲渡、転貸、担保供与、廃棄等の処分（以下「転売等」という。）を行わない。
2. 上記1に違反した場合、下呂市の指示に従い、補助金の全部または一部を返還すること。また、これにより損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
3. 下呂市が、本誓約書の履行状況について確認するため、本機器の状況や私の事業活動等について報告を求め、または実地調査を行う場合があることを承知し、これに協力すること。

上記のとおり誓約いたします。

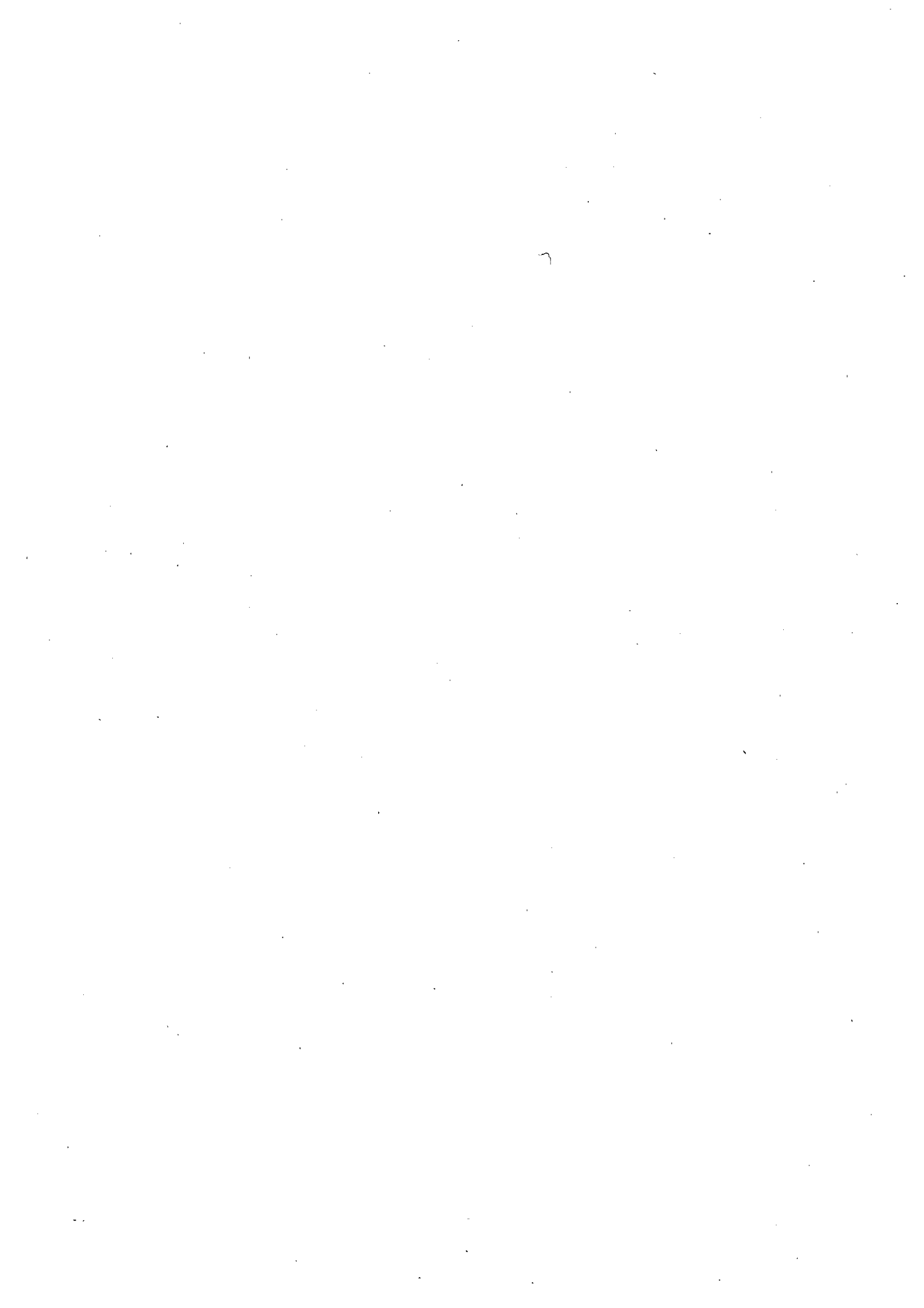
年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

※この誓約書は、代表申請者と共同申請者それぞれについて、1枚ずつご提出いただく必要があります。



様式第 2 号 (第 5 条関係)

代表申請者選任書及び農地一覧表

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

私は、下記の農地を適正に維持管理するため、_____を代表申請者とし、下呂市小さな担い手支援金事業補助金を申請します。

記

農地所在地	所有者	耕作者	地目	面積	備考

面積合計 _____ m²

※この農地一覧表は、代表申請者と共同申請者それぞれについて、1枚ずつご提出いただく必要があります。

残存証明書

年 月 日

下呂市長 様

以下の通り、中古機器・設備の耐用年数および残存期間を証明いたします。

機器・設備名称	
型式	
製造番号（シリアル No）	
製造年月（初度登録）	

【耐用年数の計算】

1. 法定耐用年数：	年
2. 経過年数（中古期間）：	年
3. 残存耐用年数（1 - 2）：	年

年 月 日

【証明者】

所在地：

販売店名：

代表者名：

連絡先：

※本証明書は、小さな担い手支援金（経営継承・発展等支援事業）の申請書類として使用します。

※耐用年数は、財務省令に定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき記入してください。

管理地状況等報告書

住所 : _____

代表申請者名 : _____

報告年月日 : _____年 ____月 ____日 (____年目)

事業執行年度 : _____年度 ※機器購入年度

機 器 名 : _____

下呂市小さな担い手支援金事業補助金交付要綱第7条の規定により、農地の維持管理として導入した
機器及び管理地状況について報告いたします。

<機器の作業状況写真> 撮影日 ____年 ____月 ____日

<農地の管理状況> 撮影日 ____年 ____月 ____日

